

## 公害防止計画の策定指示の要件について

公害防止計画については、環境基本法第17条第1項に基づき、環境大臣が都道府県知事に対して、現に公害が著しく、又は、著しくなるおそれがあり、かつ総合的な施策を講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難な地域について、その計画の策定を指示するものとされている。同項第1号における「現に公害が著しい」状況の有無の判断基準を下記のとおり示す。

### 記

環境基本法第17条第1項第1号の「現に公害が著しい」状況の有無は、環境基準等の超過状況を公害対策の必要性の観点から市区町村毎に下表により評価した上で、その評価点数の合計が原則9点以上の場合について、汚染等の広がりや被害の程度等地域の実情を勘案し判断することとする。

その際、次の事項に留意することとする。

- ①最新年度の測定データに基づき評価することを基本としつつ、各年の気象条件や測定値のトレンド等を勘案して的確に評価する。
- ②地下水の水質汚濁及び土壌汚染については、汚染の広がりや有害物質の曝露経路等を踏まえ評価する。
- ③環境基準が定められていない公害の種類及び項目についても、その汚染等の状況が地域住民に及ぼす影響及びリスク評価等を踏まえ考慮する。

なお、既指定地域においては、計画期間が終了した際、環境の状況が十分かつ安定的に改善されたことをもって著しい公害が改善されたとみるべきであるため、上記に基づき評価した上で、その評価点数の合計が原則7点以上の場合について、汚染等の広がりや被害の程度等地域の実情を勘案し判断することとする。

また、環境基準の設定又は改定等があった場合は、必要に応じ、上記の「現に公害が著しい」状況の有無の判断基準を見直すこととする。

<下表の評価方法について>

- ①「環境項目」ごとに「基準値」を超過した場合に「評価点」を加算する。このとき、複数地点で「基準値」を超過した場合であっても、新たな「評価点」の加算は行わない。
- ②複数の「評価点」を有する「環境項目」については、「基準値」の超過状況に応じて一つの「評価点」のみ加算する。
- ③大気汚染の「SO<sub>2</sub>、CO、SPM」の評価にあたっては長期的評価により判断する。

大気汚染		
環境項目	基準値	評価点
二酸化硫黄	環境基準	2
一酸化炭素	環境基準	2
浮遊粒子状物質	環境基準	2
二酸化窒素	環境基準	2
光化学オキシダント	注意報レベル	2
	環境基準	1
ベンゼン	環境基準	2
トリクロロエチレン	環境基準	2
テトラクロロエチレン	環境基準	2
ジクロロメタン	環境基準	2
ダイオキシン類	環境基準	2

公共用水域(地下水を含む)の水質汚濁(健康項目)		
環境項目	基準値	評価点
カドミウム	環境基準	2
全シアン	環境基準	2
鉛	環境基準	2
六価クロム	環境基準	2
砒素	環境基準	2
総水銀	環境基準	2
アルキル水銀	環境基準	2
PCB	環境基準	2
ジクロロメタン	環境基準	2
四塩化炭素	環境基準	2
1,2-ジクロロエタン	環境基準	2
1,1-ジクロロエチレン	環境基準	2
シス-1,2-ジクロロエチレン	環境基準	2
1,1,1-トリクロロエタン	環境基準	2
1,1,2-トリクロロエタン	環境基準	2
トリクロロエチレン	環境基準	2
テトラクロロエチレン	環境基準	2
1,3-ジクロロプロペン	環境基準	2
チウラム	環境基準	2
シマジン	環境基準	2
チオベンカルブ	環境基準	2
ベンゼン	環境基準	2
セレン	環境基準	2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	環境基準	2
ふっ素	環境基準	2
ほう素	環境基準	2
ダイオキシン類	環境基準	2

土壌汚染		
環境項目	基準値	評価点
カドミウム	環境基準	2
全シアン	環境基準	2
有機燐	環境基準	2
鉛	環境基準	2
六価クロム	環境基準	2
砒素	環境基準	2
総水銀	環境基準	2
アルキル水銀	環境基準	2
PCB	環境基準	2
銅	環境基準	2
ジクロロメタン	環境基準	2
四塩化炭素	環境基準	2
1,2-ジクロロエタン	環境基準	2
1,1-ジクロロエチレン	環境基準	2
シス-1,2-ジクロロエチレン	環境基準	2
1,1,1-トリクロロエタン	環境基準	2
1,1,2-トリクロロエタン	環境基準	2
トリクロロエチレン	環境基準	2
テトラクロロエチレン	環境基準	2
1,3-ジクロロプロペン	環境基準	2
チウラム	環境基準	2
シマジン	環境基準	2
チオベンカルブ	環境基準	2
ベンゼン	環境基準	2
セレン	環境基準	2
ふっ素	環境基準	2
ほう素	環境基準	2
ダイオキシン類	環境基準	2

公共用水域の水質汚濁(生活環境項目)		
環境項目	基準値	評価点
河川BOD	環境基準	1
湖沼COD	環境基準	1
湖沼(全窒素・全燐)	環境基準	1
海域COD	環境基準	1
海域(全窒素・全燐)	環境基準	1

騒音・地盤沈下		
環境項目	基準値	評価点
自動車騒音	要請限度	2
	環境基準	1
新幹線騒音	環境基準	1
航空機騒音	環境基準	1
地盤沈下	2cm/年	1